

伊奈町と郵便局との連携に関する包括協定書

伊奈町（以下「甲」という。）と上尾郵便局及び伊奈町内郵便局（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、住民サービスの向上と地域の活性化に資するため、以下のとおり包括協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の相互の連携と協働により、住民サービスの向上を図り、地域の活性化等を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携するものとする。

- （1）地域・暮らしの安心・安全に関すること。
- （2）シティセールス、観光振興に関すること。
- （3）産業・経済の振興に関すること。
- （4）農業の振興、地産地消の促進に関すること。
- （5）その他住民サービスの向上と地域の活性化に関すること。

2 乙は、前項に定める事項について、自己の業務に支障がない範囲内で、協力するものとする。

（連絡調整窓口）

第3条 甲と乙が前条に掲げる事項を効果的に、かつ、円滑に推進するために、両者に窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙から、この協定の内容について変更の申出があったときは、その都度協議を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、この協定による有効期間満了の30日前までに、甲又は乙からこの協定の解約の申出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に関して疑義が生じたときは、甲と乙の代表者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙はそれぞれ各1通を所有するものとする。

平成31年3月20日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地

甲 伊奈町
伊奈町長

木島 清

乙 郵便局代表

埼玉県上尾市谷津1丁目87番地1号

日本郵便株式会社 上尾郵便局

局長

村田 勝志

埼玉県北足立郡伊奈町寿2丁目385番地

日本郵便株式会社 伊奈寿郵便局

局長

大塚 哲章